

平成28年熊本地震復旧支援融資の申し込みから貸付までの流れ

流れ	時期	事項	備考
↓	7/8まで	「平成28年熊本地震復旧支援融資について」のご提出	ご提出が遅れる場合は、融資課までご連絡ください。
	7/8から8月上旬	融資課から学校法人等へのお問い合わせ	提出された希望調書をもとに、融資課から内容についてのご連絡をします。
	8月下旬	融資相談会の実施 借入申込書様式の発送 (事業団→法人)	借入申し込みに必要な書類を発送します。メールで様式ファイルを送ることも可能です。
		<p>○借入申し込みに必要な書類等</p> <p>① 借入申込書(様式1~9)</p> <p>② 27年度決算書(見込可)・28年度予算書(※)</p> <p>③ 理事会議事録(借り入れ・担保について諮ったもの)</p> <p>④ 提供担保物件にかかる登記簿謄本・公図・建物図面・配置図等</p> <p>⑤ 事業明細書</p> <p>⑥ 契約関係書類(振込依頼票・確約書・学校法人の印鑑証明書等)</p>	
		<p>○上記①~⑥以外に必要な書類 (災害復旧費(特別災害)に必要な書類)</p> <p>a 補助金交付に係る申請書類または内示・決定通知等</p> <p>b 工事に関する資料(見積書・契約書・図面等)</p> <p>(災害復旧費(一般災害)に必要な書類)</p> <p>a 市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」または「被災証明書」(ともにコピー可)</p> <p>b 工事に関する資料(見積書・契約書・図面等)</p> <p>(教育環境整備費(災害復旧経営資金)に必要な書類)</p> <p>a 市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」または「被災証明書」(ともにコピー可)</p>	
	借入月に合わせて	借入申込書の提出 (法人→事業団)	お借り入れ時期に合わせてご提出ください。
	(審査)		
	貸付の決定 (事業団→法人)		
	抵当権の設定 (法人)	抵当権を設定する土地・建物に金融機関等の先順位がある場合は、金融機関等に順位変更についての承諾を得てください。	
	資金交付	資金交付は、法人の資金需要に合わせて行います。	

※学校法人・準学校法人以外の決算書について
個人立等の法人の決算書は、以下のものをご提出ください。

- ・財団法人：公益法人会計基準に基づく決算書
- ・宗教法人：所管庁に提出した財務関係書類(財産目録含む)、事業団所定様式の財務計算書類
- ・個人：事業団所定様式の財務計算書類、平成27年分所得税の確定申告書(写)